

糖尿病領域 MR 検定協会 会員規約

第1条（会員）

本規約で会員とは、糖尿病患者により良い治療を提供する基盤を構築するために、糖尿病治療の質の向上に寄与する MR の育成、糖尿病治療に関する学習機会の提供といった糖尿病領域 MR 検定協会（以下「本会」という）の目的及びその事業に賛同し、本規約を承認し、入会を申し込んだ法人又は個人のうち、本会が入会を認めた者をいう。

第2条（会員の種別）

1. 会員は「正会員」と「賛助会員」に区分する。
2. 「正会員」は「法人正会員」及び「個人正会員」の2種とする。

第3条（入会金、会費、特典）

1. 会員は別表に定める入会金、会費を支払うものとする。
2. 会員は会員種別により、別表に定める特典を受けることができる。

第4条（入会）

1. 本会の正会員になろうとする者は、「糖尿病領域 MR 検定」の資格認定試験に合格していなければならない。ただし、「法人正会員」には「糖尿病領域 MR 検定」の資格認定試験合格者の有無は問わない。
2. 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、審査承認を受けなければならない。
3. 本会の賛助会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、審査承認を受けなければならない。なお、賛助会員は第1条を満たしていれば入会資格を得られる。

第5条（資格の更新）

1. 個人正会員の「糖尿病領域 MR 検定」資格認定は、原則更新を必要とする。
2. 資格認定の有効期間、更新の要件、更新手数料等については、別途これを定める
3. 個人正会員は継続教育の履修が満たされず資格認定の資格更新ができなかった場合は、個人賛助会員への移行又は退会するものとする。

第6条（会員種別の変更）

賛助会員は、本会が定める所定の手続きを経て個人正会員へ会員種別の変更を行うことができる。

第7条（退会）

1. 所定の手続きにより、退会の申し出があったとき会員資格を喪失し退会する。
2. 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、代表理事の決議により、会員を退会させることができる。
3. 前2項の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。(1) 当該会員の死亡、または解散(2)第3条第1項の支払い義務を3か月以上履行しなかったとき。
4. 前3項により会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。但し、会員がその資格 2

を喪失しても、本会に既に納入した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

第8条（会員名簿）

1. 本会に会員名簿を備える。
2. 会員が死亡、解散し、退会したものとみなされ、または登録の取り消しを受けるときは、その者を会員名簿から除くものとする。

第9条（会員証の交付及び返還）

1. 本会は、入金した個人正会員に「糖尿病領域 MR 検定」の会員証を交付する
2. 会員が死亡、解散または退会処分を受けたときは会員証を返還しなければならない

第10条（会員に対する通知等）

会員に対する通知または書面の送達は、次の各号の方法による。

1. 本会のホームページ
2. 会員名簿に記載された会員の住所地
3. 会員名簿に記載されたメールアドレス

第11条（届出事項の変更）

1. 会員は本会に届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の方法により届け出ることとする。
2. 前項の届出がないために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

第12条（規約の改定）

本規約の改廃は代表理事の決議によって行う。

附則

1. この会則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

会員種別	入会金	会費(年額)	特典
法人 正会員	20 万円	10 万円(一口) ※一口につき 職員5名まで利 用可	・糖尿病領域 MR 検定試験合格者の本会会員登録における入 会金及び年会費無料(5名まで) ・糖尿病領域 MR 検定試験の受験料割引(5名まで・30%) ・法人会員証(5部)
個人 正会員 ※糖尿病領域 MR 検定試験合 格者に限る	5 千円	5 千円	・資格認定申請及び会員登録 ・更新時のご案内 ・会員証(資格認定登録証) ・会員制ウェブサイトへのアクセス
賛助会員	無料	5 千円	・会員制ウェブサイトへのアクセス